区分番号Ａ303－２に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	新生児治療回復室入院医療管理料	
	（14日以内の期間）	3,388点
	（15日以上30日以内の期間）	3,893点
	（31日以上120日以内の期間）	4,100点
区分番号Ａ305に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料	
	（７日以内の期間）	6,878点
	（８日以上14日以内の期間）	5,678点
区分番号Ａ307に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料	
	小児入院医療管理料１	
	（14日以内の期間）	2,488点
	（15日以上30日以内の期間）	2,993点
	（31日以上の期間）	3,200点
	小児入院医療管理料２	
	（14日以内の期間）	1,988点
	（15日以上30日以内の期間）	2,493点
	（31日以上の期間）	2,700点
	小児入院医療管理料３	
	（14日以内の期間）	1,588点
	（15日以上30日以内の期間）	2,093点
	（31日以上の期間）	2,300点
	小児入院医療管理料４	
	（14日以内の期間）	988点
	（15日以上30日以内の期間）	1,493点
	（31日以上の期間）	1,700点
	小児入院医療管理料５	
	（14日以内の期間）	88点
	（15日以上30日以内の期間）	593点
	（31日以上の期間）	800点
	注　基本診療料の施設基準等第九の九の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、100点を加算する。	

５　３の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（医科点数表第１章第２部第１節入院基本料区分番号Ａ105に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「５に規定する病院」という。）であって、医科点数表第１章第２部第３節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

区分番号Ａ300に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料	
	救命救急入院料１	
	（３日以内の期間）	7,888点
	（４日以上７日以内の期間）	6,963点
	（８日以上14日以内の期間）	5,678点
	救命救急入院料２	
	（３日以内の期間）	9,388点
	（４日以上７日以内の期間）	8,328点
	（８日以上14日以内の期間）	7,078点
	救命救急入院料３	
	イ　救命救急入院料	
	（３日以内の期間）	7,888点
	（４日以上７日以内の期間）	6,963点
	（８日以上14日以内の期間）	5,678点
	ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	（３日以内の期間）	7,888点
	（４日以上７日以内の期間）	6,963点
	（８日以上14日以内の期間）	6,078点
	（15日以上30日以内の期間）	6,383点
	（31日以上60日以内の期間）	6,590点
	救命救急入院料４	
	イ　救命救急入院料	
	（３日以内の期間）	9,388点
	（４日以上７日以内の期間）	8,328点
	（８日以上14日以内の期間）	7,078点
	ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	（３日以内の期間）	9,388点
	（４日以上７日以内の期間）	8,328点
	（８日以上14日以内の期間）	7,078点
	（15日以上30日以内の期間）	6,383点
	（31日以上60日以内の期間）	6,590点
	注１　病院において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該病院の精神保健指定医が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医による最初の診療時に限り、所定点数に3,000点を加算する。 ２　基本診療料の施設基準等第九の二の⑷に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、1,000点を加算する。 ３　基本診療料の施設基準等第九の二の⑸に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、500点を加算する。	